

# 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書採択に関する請願 に対する賛成討論

2022年3月23日  
杉谷伸夫

杉谷伸夫です。女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書採択に関する請願に対し、賛成討論を行います。

女性差別撤廃条約は、あらゆる分野における男女同権を達成するために、法令上だけでなく、事実上、慣行上の差別も、また私的分野も含めた差別の撤廃義務を、締約国に課しています。日本政府は1985年に批准しました。

一方、女性差別撤廃条約の選択議定書は、差別を受けた個人を救済するために個人通報制度と女性差別撤廃委員会による調査制度を設けて、女性差別撤廃条約の実効性を確保するものとして、1999年に国連で採択されました。現在114カ国が批准していますが、日本政府は22年以上たった今もまだ批准していません。

昨年、選択的夫婦別姓制度を求める訴訟が注目されました。「夫婦同姓の強制」を行っている国は、世界中で日本しかないことが広く知られました。しかしながら、最高裁は「夫婦同姓の強制」は憲法違反ではないとする判決を出しました。国際基準から見ればあり得ないことが、日本国内ではまかり通っているのが現実です。

また、昨秋の衆議院議員選挙の際、衆議院における女性議員の割合が1割に満たないことも、大きな話題となりました。社会の仕組みやルールを決める最も重要な場に、女性がほとんど参加していない現実が浮き彫りになりました。

先日、この請願を行われた市民の皆さんが開催された「ジェンダー平等を考える講演会」に、私も参加し講演をお聞きしました。その中で、認識を新たしたことがあります。それは、20年ほど前から世界のジェンダー平等度が大きく向上している一方で、日本ではほとんど改善されておらず、その結果日本のジェンダー平等度は世界で最低水準になってしまったという事実です。それは、様々なデータで一目瞭然でした。まさにこの20年間は、日本が選択議定書を批准せず、女性差別撤廃の努力を怠ってきた20年に重なるのです。この事実こそ、選択議定書を批准し、日本が参加することの意味、重要性を証明しているのだと思います。

国が、いつまでも国内制度との整合性などを理由に、選択議定書の批准をこれ以上先延ばしにすることは許されません。

今、全国の自治体議会で、国に対して選択議定書の速やかな批准を求める意見書が次々に上げられているようです。一刻も早い批准を求める市民の声を受け止め、私たち向日市議会もその声を国にしっかり届ける役割を果たすべきと考えます。

以上を述べて、私の賛成討論とします。